

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

準備書面(26)

【1mSv以下なら被ばくさせてもいいのか】

平成29年2月3日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井戸謙一

ほか18名

【目次】

| | | |
|----|-------------------------------|-------|
| 第1 | はじめに | - 2 - |
| 第2 | 土壌汚染の環境基準はどのように定められているか | - 2 - |
| 1 | 豊洲新市場をめぐる最近のニュース | - 2 - |
| 2 | 土壌汚染物質の環境基準 | - 2 - |
| 3 | 環境基準の定められ方 | - 4 - |
| 4 | 環境基準の考え方の由来 | - 4 - |
| 第3 | まとめ | - 5 - |

【本文】

第1 はじめに

日本の法律は、一般公衆の被ばく限度を年1 mSvとして組み立てられていることは原告ら準備書面(3)で詳述した。他方で、被ばくによる健康被害にはしきい値はなく、どんなに低線量であっても(すなわち年1 mSv以下であっても)、健康被害のリスクがあることは、準備書面(24)に記載し、ICRPの考え方に従えば、生涯(70年と仮定する)にわたって年1 mSvの被ばくをした場合、1万人に35人がガンによって過剰死亡する結果となることは訴状14頁に記載した。

本準備書面においては、年1 mSv基準自体が高すぎる基準であって、日本の社会通念や法体系にそぐわないこと、したがって、年1 mSv以下の被ばくであっても、無用な被ばくによる健康被害を心配しないで生活する利益は法的保護に値することを述べる。

第2 土壌汚染の環境基準はどのように定められているか

1 豊洲新市場をめぐる最近のニュース

最近、豊洲新市場の土壌汚染が大きな社会的問題になっている。2017年1月14日には、地下水検査で、環境基準の79倍のベンゼンが検出されたことが大きく報道された(甲B第85号証)。もはや、築地市場から豊洲事情への移転は困難になったのではないかとの観測もなされていることは公知の事実である。

2 土壌汚染物質の環境基準

(1) 土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする法律である。(同法第1条)

(2) その目的を達成するため、同法は、土地所有者等に対し、様々な規制をかけている。例えば、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に土壌汚染状況調査及び都道府県知事への報告を義務付け(同法第3条第1項)、都道府県知事は、

「当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令に定める基準に適合せず、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する」場合は、その土地の区域を、「汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域」として指定し（同法第6条第1項第2号）、都道府県知事は、上記の指定をしたときは、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示し（同法第7条第1項）、この指示を受けた者は、指示措置等を講じなければならず（同法第7条第3項）、都道府県知事は、上記指示を受けた者が指示措置等を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができ（同法第7条第4項）、この命令に違反した者に対しては、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる（同法第65条第1号）。

このように、土壌汚染対策法は、刑事罰まで背景にしながら、土壌汚染対策をし、法律の目的である「国民の健康の保護」を実現しようとしているのである。

- (3) 上記指示措置を義務付けられる「環境省令に定める基準」については、土壌汚染対策法施行規則（甲A第57号証）第31条で次のように定められている。

「1 法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。」

- (4) 以上のようにして、土壌汚染の環境基準の具体的数値は、土壌汚染対策法施行規則別表第三、別表第四に定められている。別表第三を「土壌

溶出量基準」、別表第四を「土壌含有量基準」という（土壌汚染対策法施行規則第1条第2項第3号）。例えば、ベンゼンについては、土壌溶出量基準として、「検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること」と定められている。豊洲では、検液1リットル当たり0.79ミリグラムのベンゼンが検出され、大問題になっているのである。

3 環境基準の定められ方

それでは、この環境基準はどのような考え方で決められているのだろうか。これを説明しているのが、環境省作成に係る「指定基準値設定の考え方」（甲B第85号証）である。これによると、次のことが判る。

(1) 土壌溶出量基準

ア 一生涯を通じた毒性を考慮している。70年間、1日2リットルの地下水を飲用することを想定する。

イ 毒性に関するしきい値がない項目については、一生涯にわたり地下水を飲用した場合のリスク増分が10万分の1となるレベルをもって基準値を設定している。

(2) 土壌含有量基準

ア 一生涯（70年）汚染土壌のある土地に居住した場合を想定する。

イ 1日当たりの土壌摂取量を子ども（6歳以下）は200ミリグラム、大人は100ミリグラムと想定する。

ウ 一生涯にわたり摂取しても、健康に対する有害な影響が現れないと判断されるレベル又はリスク増分が10万分の1となるレベル

4 環境基準の考え方の由来

上記の環境基準の考え方は、WHOの「飲料水水質ガイドライン」（甲B第86号証）に由来する。ここで、WHOは、耐容疾病負荷を「1人当たり年間 10^{-6} DALY¹の上限として定義し、これは、おおむね、過剰生涯

¹ 生涯調整生存年数（Disability-Adjusted Life-Years） 障害の程度や障害を有する期間を加味することによって調整した生存年数であり、「早死にすることによって失われた年数（YLL:The Years of Life Lost）」と、「障害を有することによって失われた年数」（YLD:The Years Lost due to Disability）」を足すことで算出される。

発がんリスク 10^{-5} に相当する（水質目標とされる水を70年以上毎日摂取した場合、10万人に1人の過剰発がんを生じる。）とし、これが、本ガイドラインで使われるリスクレベルであるとした（同号証38頁）。そして、しきい値のない化学物質について提示したガイドライン値も、過剰生涯発がんリスク 10^{-5} であること、すなわち10万人に1人であることが明記されている（同号証171頁、186頁）。

第3 まとめ

- (1) 化学物質や放射性物質が溢れかえっている現代社会で生活する私たちは、これらがもたらす健康被害から全く自由であることはできない。そして、人の生命・健康・平穏な生活を守るために、これらの物質の持つ社会的効用や取扱業者の営業の自由にも配慮しながら、基準を設けてこれらの物質の取扱いを規制するのは、行政の責任である。そして、どのレベルまで規制するか（どの限度では許容するか）は、その社会及びその時代の社会通念によって決まることになる。WHOの上記ガイドライン、これに則った土壤汚染対策法の環境基準は、その社会通念の表れと評価すべきものである。
- (2) ところで、被ばくとガン死のリスク（過剰死亡数）についてのICRPの考え方（1Svの被ばくで10万人あたり500人）（甲B第4号証）では、LNTモデルに従うと、10万人当たり、100mSvの被ばくで50人（0.05%）、10mSvの被ばくで5人（0.05%）になる。このICRPの評価は、既に提出した長期低線量被ばくの健康影響に関する疫学調査結果（甲B第72号証～第78号証の各1、2）と比較して考えれば、過小評価であることが明らかであるが、そのICRPの評価を前提としても、年1mSvの生涯（70年）被ばくによる過剰がん死亡数は1万人当たり35人、すなわち、10万人当たり350人になるのである。
- (3) 土壤汚染の規制レベルは、土壤溶出量基準でいえば、生涯にわたって毎日2リットルの地下水を飲み続けるという、現実にはあり得ないような想定をしたうえで、それでも過剰発がん者を10万人に1人に抑えるという考え方で設定されている。これに対し、被ばくの規制レベルは、土壤汚染の規制レベルが「発がん数」を指標にし、被ばくの規制レベルは「がん死

数」を指標としていることに目をつぶっても、350倍の差があることになる。環境基準の79倍のベンゼンが含有されている地下水を毎日2リットル生涯70年間飲用し続けることのリスクよりも、生涯70年間1mSvの被ばくを続けるリスクの方が4倍以上高いのである。

(計算式 $350 \div 79 = 4.4$)

- (4) 豊洲新市場への環境問題に大きな関心を寄せる日本社会が、被ばくによる環境問題をほとんど取り上げないのは、不可解と言う外はない。年1mSv以下の被ばくであっても、無用な被ばくをすることによって、その子供が健康を害するリスクは確実に増加する。そのことによる心痛は、当然のこととして、法的保護に値すると言わなければならない。

以上